

議案第73号

みよし市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例  
上記の議案を提出する。

令和4年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、訪問看護事業の見直しのため必要があるからである。

みよし市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例

(みよし市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 みよし市病院事業の設置等に関する条例（昭和52年三好町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「(以下「病院」という。)」を削り、同条の表に次の1項を加える。

みよし市訪問看護ステーション	みよし市三好町八和田山15番地
----------------	-----------------

第4条第2項中「病院」を「みよし市民病院」に改め、同条に次の2項を加える。

4 病院事業の附帯事業として、訪問看護事業を設置する。

5 みよし市訪問看護ステーションにおける訪問看護事業は、次に掲げる法律に基づく事業とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
- (3) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (4) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (6) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）
- (7) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (8) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

第5条第2項中「みよし市民病院」の次に「及びみよし市訪問看護ステーション（以下「病院等」という。）」を加える。

第10条第1項中「病院運営に」を「病院事業の運営に」に改める。

第11条第1項中「病院に」を「病院等に」に改める。

第12条第1項中「病院に」を「病院事業に」に改める。

(みよし市訪問看護ステーション設置条例の廃止)

第2条 みよし市訪問看護ステーション設置条例（平成8年三好町条例第2号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(みよし市訪問看護ステーション設置条例の廃止に伴う経過措置)

第2条 第2条の規定による廃止前のみよし市訪問看護ステーション設置条例第7条の規定により許可を受けている利用者は、第1条の規定による改正後のみよし市病院事業の設置等に関する条例に規定するみよし市訪問看護ステーションの利用者とみなす。

(みよし市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 みよし市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和51年三好町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第7号を削る。

別表訪問看護手当の項を削る。

(みよし市民病院の料金等に関する条例の一部改正)

第4条 みよし市民病院の料金等に関する条例(昭和52年三好町条例第30号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

みよし市民病院等の料金等に関する条例

第1条中「第2条第1項」を「第3条」に改め、「いう。）」の次に「及びみよし市訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。))」を、「使用料」の次に「、利用料」を加える。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「病院事業の管理者(以下「管理者」という。))」を「管理者」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「使用料」の次に「、第3条に規定する利用料」を加え、同条第2項中「料金等の」を「病院に係る料金等の」に改め、同条に次の1項を加える。

3 ステーションに係る料金等の納期限は、ステーションを利用した日の属する月の翌月の末日とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、随時納期限を定めることができる。

第4条を第5条とする。

第3条中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(利用料)

第3条 ステーションを利用するものは、次に掲げる基本利用料を納めなければならない

い。この場合において、病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、別表第2に定める利用料を併せて徴収することができる。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、居宅介護サービス費を控除した額
- (2) 介護保険法第53条第2項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、介護予防サービス費を控除した額
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、訪問看護療養費を控除した額
- (4) 健康保険法第88条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、訪問看護療養費を控除した額

別表第2中「第3条」を「第4条」に改め、同表を別表第3とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

利用料

区分	金額
長時間利用料	1回当たり2時間を超えて利用した場合は、1時間につき、高齢者の医療の確保に関する法律第78条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める訪問看護基本療養費又は算定告示に定める訪問看護基本療養費（以下「基本療養費」という。）の額の2分の1の額
時間外利用料	午前8時30分から午後5時15分以外の時間に利用した場合は、1時間につき、基本療養費に1.25を乗じて算出した額から基本療養費を控除した額の2分の1の額
休日利用料	みよし市の休日を定める条例（平成元年三好町条例第15号）第1条に定める休日に利用した場合は、1時間につき、基本療養費に1.35を乗じて算出した額から基本療養費を控除した額の2分の1の額

深夜利用料	午後 10 時から翌朝の午前 6 時までの時間に利用した場合は、1 時間につき、基本療養費に 1.5 を乗じて算出した額から基本療養費を控除した額の 2 分の 1 の額
その他利用料	交通費 訪問看護サービス 1 回につき 500 円 物品料 介護用品の実費相当額

備考 算定金額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

みよし市病院事業の設置等に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行										
<p>(施設)</p> <p>第3条 病院事業の業務を行う施設の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="184 390 1466 541"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">みよし市民病院の項 略</td> </tr> <tr> <td><u>みよし市訪問看護ステーション</u></td> <td><u>みよし市三好町八和田山15番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	みよし市民病院の項 略		<u>みよし市訪問看護ステーション</u>	<u>みよし市三好町八和田山15番地</u>	<p>(施設)</p> <p>第3条 病院事業の業務を行う施設 <u>(以下「病院」という。)</u> の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1489 390 2778 491"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">同左</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	同左	
名称	位置										
みよし市民病院の項 略											
<u>みよし市訪問看護ステーション</u>	<u>みよし市三好町八和田山15番地</u>										
名称	位置										
同左											
<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>みよし市民病院</u>における診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>病院事業の附帯事業として、訪問看護事業を設置する。</u></p> <p>5 <u>みよし市訪問看護ステーションにおける訪問看護事業は、次に掲げる法律に基づく事業とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）</u></p> <p>(2) <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）</u></p> <p>(3) <u>健康保険法（大正11年法律第70号）</u></p> <p>(4) <u>船員保険法（昭和14年法律第73号）</u></p> <p>(5) <u>私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）</u></p> <p>(6) <u>国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）</u></p> <p>(7) <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）</u></p> <p>(8) <u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）</u></p> <p>(組織)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、<u>みよし市民病院及びみよし市訪問看護ステーション（以下「病院等」という。）</u>を置く。</p> <p>(病院運営協議会)</p> <p>第10条 <u>病院事業の運営</u>に関する事項を審議するため、病院運営協議会を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(病院倫理委員会)</p> <p>第11条 <u>病院等に</u>所属する職員が行う診療行為及びこれに関連する諸行為について、医療の倫理に基づき審査及び審議するため、病院倫理委員会を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(病院医療事故調査委員会)</p> <p>第12条 <u>病院事業</u>において発生した医療事故について、その原因を調査し再発防止を図るため、病院医療事故調査</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>病院</u>における診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>3 略</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、みよし市民病院を置く。</p> <p>(病院運営協議会)</p> <p>第10条 <u>病院運営</u>に関する事項を審議するため、病院運営協議会を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(病院倫理委員会)</p> <p>第11条 <u>病院に</u>所属する職員が行う診療行為及びこれに関連する諸行為について、医療の倫理に基づき審査及び審議するため、病院倫理委員会を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(病院医療事故調査委員会)</p> <p>第12条 <u>病院</u>において発生した医療事故について、その原因を調査し再発防止を図るため、病院医療事故調査委員</p>										

みよし市病院事業の設置等に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>委員会を置く。</p> <p>2 略</p>	<p>会を置く。</p> <p>2 略</p>

みよし市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正新旧対照表（附則第3条関係）

改正案	現行																			
<p>（手当の支給及び種類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>（手当の額）</p> <p>第3条 前条に規定する手当の額は、別表に定める額の範囲内において、市長が規則で定める。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">手当の額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">日額で定めるもの</th> <th style="text-align: center;">1回当たりの額で定めるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">不fast手当の項から用地交渉等手当の項まで 略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手当の額		日額で定めるもの	1回当たりの額で定めるもの	不fast手当の項から用地交渉等手当の項まで 略			<p>（手当の支給及び種類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 同左</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 訪問看護手当</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">手当の額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">日額で定めるもの</th> <th style="text-align: center;">1回当たりの額で定めるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">同左</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>訪問看護手当</u></td> <td style="text-align: center;"><u>300円</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	手当の額		日額で定めるもの	1回当たりの額で定めるもの	同左			<u>訪問看護手当</u>	<u>300円</u>	
区分		手当の額																		
	日額で定めるもの	1回当たりの額で定めるもの																		
不fast手当の項から用地交渉等手当の項まで 略																				
区分	手当の額																			
	日額で定めるもの	1回当たりの額で定めるもの																		
同左																				
<u>訪問看護手当</u>	<u>300円</u>																			

みよし市民病院の料金等に関する条例の一部改正新旧対照表（附則第4条関係）

改正案	現行
<p><u>みよし市民病院等の料金等に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定に基づき、みよし市病院事業の設置等に関する条例（昭和52年条例第29号）<u>第3条のみよし市民病院（以下「病院」という。）及びみよし市訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）に係る料金、料金以外の使用料、利用料及び手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（利用料）</u></p> <p>第3条 <u>ステーションを利用するものは、次に掲げる基本利用料を納めなければならない。この場合において、病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、別表第2に定める利用料を併せて徴収することができる。</u></p> <p><u>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、居宅介護サービス費を控除した額</u></p> <p><u>(2) 介護保険法第53条第2項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、介護予防サービス費を控除した額</u></p>	<p><u>みよし市民病院の料金等に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定に基づき、みよし市病院事業の設置等に関する条例（昭和52年条例第29号）<u>第2条第1項のみよし市民病院（以下「病院」という。）に係る料金、料金以外の使用料及び手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>

みよし市民病院の料金等に関する条例の一部改正新旧対照表（附則第4条関係）

改正案	現行								
<p><u>(3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、訪問看護療養費を控除した額</u></p> <p><u>(4) 健康保険法第88条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、訪問看護療養費を控除した額</u></p> <p>（手数料）</p> <p><u>第4条</u> 診断書、処方せん、証明書又は検案書等の交付を請求するものは、法令に別段の定めがあるものを除き、<u>別表第3</u>に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>（徴収の方法）</p> <p><u>第5条</u> 第2条に規定する料金及び料金以外の使用料、<u>第3条</u>に規定する利用料並びに前条に規定する手数料（以下「料金等」という。）は、法令に別段の定めのあるもののほか、納入の通知の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 <u>病院に係る料金等の納期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。</u></p> <p>(1)以下 略</p> <p>3 <u>ステーションに係る料金等の納期限は、ステーションを利用した日の属する月の翌月の末日とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、随時納期限を定めることができる。</u></p> <p>（料金等の還付）</p> <p><u>第6条</u> 既納の料金等は還付しない。ただし、<u>管理者</u>において特別の事情があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>（料金等の減免）</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>（委任）</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p><u>別表第2（第3条関係）</u></p> <p><u>利用料</u></p>	<p>（手数料）</p> <p><u>第3条</u> 診断書、処方せん、証明書又は検案書等の交付を請求するものは、法令に別段の定めがあるものを除き、<u>別表第2</u>に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>（徴収の方法）</p> <p><u>第4条</u> 第2条に規定する料金及び料金以外の使用料並びに前条に規定する手数料（以下「料金等」という。）は、法令に別段の定めのあるもののほか、納入の通知の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 <u>料金等の納期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。</u></p> <p>(1)以下 略</p> <p>（料金等の還付）</p> <p><u>第5条</u> 既納の料金等は還付しない。ただし、<u>病院事業の管理者（以下「管理者」という。）</u>において特別の事情があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>（料金等の減免）</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>（委任）</p> <p><u>第7条</u> 略</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="184 1390 742 1444">区分</th> <th data-bbox="742 1390 1466 1444">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="184 1444 742 1667"><u>長時間利用料</u></td> <td data-bbox="742 1444 1466 1667"><u>1回当たり2時間を超えて利用した場合は、1時間につき、高齢者の医療の確保に関する法律第78条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める訪問看護基本療養費又は算定告示に定める訪問看護基本療養費（以下「基本療養費」という。）の額の2分の1の額</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="184 1667 742 1801"><u>時間外利用料</u></td> <td data-bbox="742 1667 1466 1801"><u>午前8時30分から午後5時15分以外の時間に利用した場合は、1時間につき、基本療養費に1.25を乗じて算出した額から基本療養費を控除した額の2分の1の額</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="184 1801 742 1890"><u>休日利用料</u></td> <td data-bbox="742 1801 1466 1890"><u>みよし市の休日を定める条例（平成元年三好町条例第15号）第1条に定める休日に利用した場合は、1時間につき、基本療養費に</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	<u>長時間利用料</u>	<u>1回当たり2時間を超えて利用した場合は、1時間につき、高齢者の医療の確保に関する法律第78条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める訪問看護基本療養費又は算定告示に定める訪問看護基本療養費（以下「基本療養費」という。）の額の2分の1の額</u>	<u>時間外利用料</u>	<u>午前8時30分から午後5時15分以外の時間に利用した場合は、1時間につき、基本療養費に1.25を乗じて算出した額から基本療養費を控除した額の2分の1の額</u>	<u>休日利用料</u>	<u>みよし市の休日を定める条例（平成元年三好町条例第15号）第1条に定める休日に利用した場合は、1時間につき、基本療養費に</u>	
区分	金額								
<u>長時間利用料</u>	<u>1回当たり2時間を超えて利用した場合は、1時間につき、高齢者の医療の確保に関する法律第78条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める訪問看護基本療養費又は算定告示に定める訪問看護基本療養費（以下「基本療養費」という。）の額の2分の1の額</u>								
<u>時間外利用料</u>	<u>午前8時30分から午後5時15分以外の時間に利用した場合は、1時間につき、基本療養費に1.25を乗じて算出した額から基本療養費を控除した額の2分の1の額</u>								
<u>休日利用料</u>	<u>みよし市の休日を定める条例（平成元年三好町条例第15号）第1条に定める休日に利用した場合は、1時間につき、基本療養費に</u>								



みよし市民病院の料金等に関する条例の一部改正新旧対照表（附則第4条関係）

改正案		現行
	<u>1.35を乗じて算出した額から基本療養費を控除した額の2分の1の額</u>	
<u>深夜利用料</u>	<u>午後10時から翌朝の午前6時までの時間に利用した場合は、1時間につき、基本療養費に1.5を乗じて算出した額から基本療養費を控除した額の2分の1の額</u>	
<u>その他利用料</u>	<u>交通費 訪問看護サービス1回につき500円</u> <u>物品料 介護用品の実費相当額</u>	
備考 <u>算定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</u>		
別表第3（第4条関係）		別表第2（第3条関係）
表 略		表 略